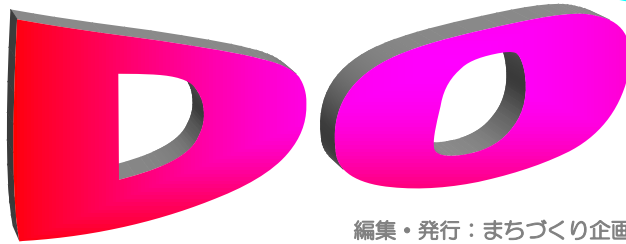




男女共同△情報メール

Vol.80



編集・発行：まちづくり企画部人権・男女共同参画課

平成27年3月30日

「DO!」：男女共同参画社会実現のために、職員一人ひとりが考え、そこから一歩進んで「実行する」ことを願って名付けました。

男女共同参画って、どういうこと？

男性も女性もお互いに協力し合って、仕事や家庭生活、地域での活動などを充実させひとりひとりの豊かな人生を実現させましょう！・・・ということなのですが・・・

☆男女共同参画職員研修を開催しました☆

去る2月17日、東京大学社会科学研究所特任研究員の皆川満寿美先生をお招きして『男女共同参画社会の実現と行政の役割 ～「縦割り行政」を越えて』と題した職員研修会を開催しました。多くの最新データを用いて、行政の仕事は突き詰めればすべて男女共同参画につながっていること・・・子育て支援に防災対策、DV 被害者支援や貧困対策も、担当課だけが単独で取り組むことは難しく、関係する部署が連携し、協力し合って進めていくものである、ということをお話いただきました。

また、講義中に示された「男女格差の少なさを指数化した数値」が、日本は142カ国中104位であることに驚いた参加者が多く、男女共同参画がまだまだ進んでいない現状を知るきっかけとなりました。



☆男女共同参画を推進するための「プラン」☆

では、男女の格差を縮めるために、どうすればよいのでしょうか・・・

国では「市町村は、具体的に取り組む内容を決めて、計画的に推進していけるように、基本計画を定めるように努めなさい」と法律^{*}で定めており、八潮市でも『第3次八潮市男女共同参画プラン（改訂版）』という計画を策定しています。

この計画では「何に対して、どんな風に取り組むか」具体的な施策を定め、内容によっては数値目標も定めています。例えば『防災分野における男女共同参画の推進』という施策に対して『男女のニーズの違いを把握し、防災体制の整備を行う』よう取り組むことを定め、実績として『地域防災計画に、女性に配慮した避難所及び運営を追加した』といったものがあります。取り組みの結果は年に一度『年次報告書』としてまとめ、公表しています。

※男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

☆新しいプランの策定がはじまります☆

八潮市では、平成27年度末で現在のプランの計画期間が終了するため、4月以降、新たな『第4次八潮市男女共同参画プラン』について考えていくことになります。性別にとらわれない考え方は大事ですが、男性だから出来ること、女性だから思いつくこと・・・それぞれの思考や視点の違いによる得意分野があることも確かです。

様々な視点で物事を見、考えていくことが男女共同参画の推進につながっていきますので、こうした市のプランに是非とも興味、関心をお持ちいただけるよう、お願い申し上げます。

